

誘客コンテンツ開発事業管理業務に係る質問に対する回答

| No | 該当ページ | 質問事項 | 内容 | 回答 |
|----|-----------------------------|---------------|---|---|
| 1 | 実施要領 P2 | 提出書類について | <p>「4 プロポーザルに関する手続き (3) 企画提案書等の提出 (必須)</p> <p>⑦ 現在の事業年度の事業計画が分かる書類」</p> <p>事業計画については、今回のプロポーザル公募に関わる事業部の事業計画で宜しいでしょうか。それとも、全社の事業計画が必要でしょうか。</p> | <p>事業計画については、全社としての事業計画を意味しています。事業部も含まれる御社全体の事業計画の提出をお願いいたします。</p> |
| 2 | 仕様書 及び企画提案 要求内容 P2 | 伴走支援対象事業者について | <p>「5 業務内容(1) 補助事業の進捗管理・伴走支援」</p> <p>委託仕様書別紙 進捗管理・伴走支援対象事業一覧に記載されている12事業者のみが伴走支援事業者の対象になるのでしょうか。</p> <p>また、その場合の新規事業者、2年目継続事業者、3年目継続事業者等に分類されたものをご教示願いたいです。</p> | <p>伴走支援事業者については、12事業者が対象となります。</p> <p>事業者の分類については、観光交流課HP (【審査結果】令和5年度誘客コンテンツ開発事業補助金) に掲載されておりますので、ご確認ください。なお、各事業者の詳細な情報等は仕様書P2に記載のとおり契約締結後に共有いたします。</p> |
| 3 | 仕様書 及び企画提案 要求内容 P2 | 継続審査会対応業務について | <p>「(2)継続審査会の事前対応」</p> <p>継続審査会は令和6年度に補助金を交付される12事業者が令和7年度に継続して補助金の交付を希望する場合に審査をするという認識でよろしいでしょうか。また、令和6年度の伴走支援対象事業者ではない新規事業についての審査会はこの事業には含まれていないのでしょうか。</p> | <p>前段についてはお見込みのとおりです。なお、対象事業者毎に事業実施期間が異なることから、継続審査会は複数回の開催が想定されます。(令和5年度は継続に係る審査会は3回開催しております。)</p> <p>また、後段について、令和6年度は新規事業者の募集を行いませんので、必然的に業務は発生しません。</p> |
| 4 | 仕様書 及び企画提案 要求内容 P2 | 継続審査会対応業務について | <p>「(2)継続審査会の事前対応」</p> <p>「1 事業者の補助期間は最長3年間」と記載されていますが、「仕様書別紙実施スケジュール及び役割一覧」を見ると「○審査会(令和3～5年度採択事業者)」と記載がございます。最長3年間なので令和3年度採択事業者については対象外となり、令和4～6年度採択事業者が継続審査対象になると思うのですがその認識で大丈夫でしょうか。</p> | <p>継続審査については、令和3年度採択事業者は対象外、令和4、5年度の採択者が審査対象となります。(ただし、令和3年度の採択事業者においても、補助期間中の総括や補助期間終了後の継続した事業の実施のため審査(報告)会も想定しており、現状審査会業務に含めるかたちで記載しております。)</p> |